

## 年金積立金管理運用独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性(概要)

- 運用受託機関の選定  
運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直すものとする。  
(注) 現在は、運用受託機関の選定は原則3年ごとに見直しを実施
- 管理運用委託手数料  
運用資産額の増減を考慮に入れつつ、引き続き低減に努めるものとする。
- 調査研究の推進  
年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めるものとする。
- 運用委員会の議事録の公開  
市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者を明らかにした議事録を公表するものとする。  
(注) 現在は、議事要旨のみ公表
- 組織面の見直し  
管理部門、調査研究部門及び各部門の人員配置を見直すものとする。その際、管理部門は、法人全体の規模に見合った体制とするものとする。また、専門的知識・経験を有する者の採用・育成に努めるものとする。
- 効率化目標の設定  
これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。
- 給与水準の適正化  
平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。また、給与水準については、引き続き取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。
- 契約の点検・見直し  
競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行う取組により、契約の適正化を推進するものとする。